

特定非営利活動法人 市民ネットワーク すずかのぶどう

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人市民ネットワーク すずかのぶどう
という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を三重県鈴鹿市白子駅前9番20号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、市民活動の発展をめざし、ボランティア・市民活動を行う個人・グループ・団体に対してネットワークの構築、運営を行い、活動の場を提供し、行政・企業・団体と協働・補完しながらボランティア・市民活動の環境整備に関する事業を行い、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条第1項別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 法第2条第1項別表の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ボランティア・市民活動グループ・団体の活動に関する協力および支援事業
- (2) 小規模授産施設の自立および障害者の技能習得に関する支援事業

- (3) 国際理解・国際協力に関する協力および支援事業
- (4) 情報の収集および発信に係る事業
- (5) 雇用機会の拡大を支援する活動に係る事業
- (6) ボランティア・市民活動に関わる他団体との交流、連携および協力事業
- (7) 行政・企業・団体との協働に関する事業
- (8) 前号に付帯する一切の事業および前各号の事業を行うに必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

- ① 個人正会員 この法人の目的に賛同して入会した、活動を推進する個人
- ② 団体正会員 この法人の目的に賛同して入会した、活動を推進する団体

(2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した、活動に参加する個人

(3) 賛助会員 この法人に賛同して入会した、活動を支援する個人および団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 代表理事は、入会申込者がこの法人の目的に賛同するものと認める時は、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 代表理事は第1項のものの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員およびその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、勧告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名または2名

2 理事のうち、1名を代表理事、2名以内を副代表理事、5名以内を常任理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2 代表理事、副代表理事および常任理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、また当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人の業務を総理する。

2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事が予め指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 常任理事は、代表理事、副代表理事を補佐し、理事会の議決にもとづき、この法人の業務を取り扱い、代表理事、副代表理事に事故あるとき、又は代表理事、副代表理事が欠けたときは、代表理事が予め指定した順序によって、その職務を代行する。

4. 理事は、この法人を代表し、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5. 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3. 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決により解任し、総会の承認を得るものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 顧問および相談役

(顧問および相談役)

第20条 この法人に顧問および相談役を置くことができる。

2. 顧問および相談役は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。

3. 前項に定めるもののほか、顧問および相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

第6章 会議

(種別および構成)

第21条 この法人の会議は、総会および理事会とする。

2. この法人の総会は、通常総会および臨時総会とし、正会員をもって構成する。
3. 団体正会員は、総会で表決を行う者1名を2年毎に定め、代表理事に届けるものとする。
4. 理事会は、通常理事会および臨時理事会とし、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業報告および収支決算の承認。
 - (5) 役員を選任または解任。
 - (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項。
2. 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。
- (1) 事業計画および収支予算の作成および決定ならびに変更。
 - (2) 総会に付議すべき事項。
 - (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - (4) その他、総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項。

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の3分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。
3. 通常理事会は、必要なとき随時開催する。ただし、次の各号の一に該当する場合には臨時理事会を招集しなければならない。
- (1) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (2) 第15条第5項第5号の規定により、監事が招集を請求したとき。

(招集)

第24条 会議は、前条第2項第3号を除き、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 代表理事は、前条第3項第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
4. 代表理事は、会議を招集するにあたっては、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した文書をもって、すくなくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

2. 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

2. 理事会の議長は、代表理事または代表理事が指名した者がこれにあたる。

(議決)

第27条 会議における議決事項は、第24条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款の定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員または各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
4. 第2項および前項に規定する当該正会員または当該理事は、第25条、前条第2項、第29条第1項第2号及び第40条の規定の適用については出席したものとみなす。
5. 会議の議決について、特別の利害関係を有する正会員または理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会および理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印し、保存しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 総会は正会員の総数および出席者数、理事会は理事の総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者および表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。

(会計の原則)

第32条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(経費の支弁)

第33条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び活動予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第36条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第 37 条 この法人の事業報告、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 39 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または、権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 40 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に街頭する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 41 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3. 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4. この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第 43 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3

以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
3. 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。
4. 理事は、事務局長および職員と兼職することができる。
5. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第9章 雑則

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(細則)

第46条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、つぎに掲げる者とする。

代表理事	井田輝門
副代表理事	井上苑枝
理事	石井利佳
理事	岡田武紀
理事	掛山 香
理事	阪田朋成
理事	下村喜久男
理事	杉野佳史
理事	谷口正幸
理事	辻本晴美
理事	豊田栄美子
理事	西田達弘
理事	安井尚志
理事	吉川尚志

理事 吉島隆子
監事 酒谷宜幸

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 6 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 34 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 38 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金、会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金 一律 500 円

会費

(1) 正会員

- ① 個人正会員 月額 1,000 円
- ② 団体正会員 一口年額 10,000 円

(2) 一般会員 年額 3,000 円

(3) 賛助会員

- ① 個人賛助会員 一口年額 1,000 円
- ② 団体賛助会員 一口年額 5,000 円

7. 平成 22 年 6 月 12 日、第 1 章 (事務所) 第 2 条を変更する。
8. 平成 24 年 6 月 2 日、下記条項を変更する。

第 4 章第 15 条第 1 項、第 4 章第 15 条第 4 項、第 7 章第 34 条タイトルおよび第 34 条、第 7 章第 37 条第 1 項、第 8 章第 40 条。 .

定 款

特定非営利活動法人 市民ネットワーク すずかのぶどう